

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福 島 県 税 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

規 則

○ 福 島 県 税 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

条 例

福 島 県 税 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 七 年 三 月 三 十 一 日

福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄

福 島 県 税 例 第 五 十 一 号

福 島 県 税 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

福 島 県 税 例 (昭 和 二 十 五 年 福 島 県 条 例 第 五 十 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。
第 五 十 八 条 の 二 第 一 項 中 「数 量」 の 下 に 「(第 一 号 又 は 第 二 号 の 場 合 に あ つ て は、当 該 消 費 に 係 る 軽 油 に 既 に 軽 油 引 取 税 が 課 さ れ、又 は 課 さ れ る べ き 軽 油 が 含 ま れ て い る と き は、当 該 消 費 に 係 る 軽 油 の 数 量 か ら 当 該 含 ま れ て い る 軽 油 に 相 当 す る 部 分 の 数 量 を 控 除 し た 数 量 と し、第 五 号 の 場 合 に あ つ て は、法 第 百 四 十 四 条 の 三 第 一 項 第 一 号 又 は 第 二 号 の 規 定 に よ り 製 造 の 承 認 を 受 け た 当 該 消 費 又 は 譲 渡 に 係 る 軽 油 に 既 に 軽 油 引 取 税 又 は 揮 発 油 税 が 課 さ れ、又 は 課 さ れ る べ き 軽 油 又 は 揮 発 油 が 含 ま れ て い る と き は、当 該 消 費 又 は 譲 渡 に 係 る 軽 油 の 数 量 か ら 当 該 含 ま れ て い る 軽 油 又 は 揮 発 油 に 相 当 す る 部 分 の 軽 油 の 数 量 を 控 除 し た 数 量 と す る。)」 を 加 え る。

附 則 第 七 条 の 四 の 第 一 項 中 「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 十 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め る。

附 則 第 八 条 第 三 項 中 「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 十 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め、
同 条 第 十 二 項 中 「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 十 二 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め る。

附 則 第 八 条 の 二 の 三 第 一 項 中 「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 十 年 三 月 三 十 一 日」

に 改 め る。

附 則 第 九 条 第 一 項 中 「第 十 七 条 の 二 十」 を 「第 十 七 条 の 二 十 六」 に、
「第 十 七 条 の 十 九 第 二 項 第 一 号」 を 「第 十 七 条 の 二 十 五 第 二 項 第 一 号」 に、
「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 九 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め、
同 条 第 二 項 中 「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 十 二 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め、
同 条 第 四 項 中 「第 七 条 第 十 二 項」 を 「第 七 条 第 十 二 項」 に、
「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 九 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め、
同 条 第 五 項 中 「第 七 条 第 十 二 項」 を 「第 七 条 第 十 三 項」 に、
「第 七 条 第 十 三 項」 を 「第 七 条 第 十 四 項」 に、
「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 九 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め、
同 条 第 六 項 中 「第 七 条 第 十 四 項」 を 「第 七 条 第 十 五 項」 に、
「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 九 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め、
同 条 第 七 項 中 「第 三 条 の 二 の 十 五 第 一 項」 を 「第 三 条 の 二 の 十 八 第 一 項」 に、
「第 七 条 第 十 六 項」 を 「第 七 条 第 十 七 項」 に、
「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 九 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め、
同 条 第 九 項 を 削 り、
同 条 第 十 項 中 「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 九 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め、
同 項 を 同 条 第 九 項 と し、
同 条 第 十 一 項 を 同 条 第 十 項 と し、
同 条 第 十 二 項 を 同 条 第 十 一 項 と す る。

附 則 第 九 条 の 四 第 一 項 中 「第 九 条 の 二 第 一 項」 を 「第 八 条 第 一 項」 に、
「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 九 年 三 月 三 十 一 日」 に、
「第 九 条 の 二 第 二 項」 を 「第 八 条 第 二 項」 に 改 め、
同 条 第 二 項 中 「第 九 条 の 三 第 一 項」 を 「第 九 条 第 一 項」 に、
「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 九 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め、
同 条 第 四 項 中 「第 九 条 の 四」 を 「第 九 条 の 二」 に、
「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 九 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め る。

附 則 第 十 条 の 三 の 二 中 「第 十 二 条 の 二 の 十 第 一 項」 を 「第 十 二 条 の 二 の 十」 に 改 め る。
附 則 第 十 条 の 三 の 五 第 一 項 中 第 三 項 まで の 規 定 中 「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 九 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め、
同 条 第 四 項 及 び 第 五 項 を 削 り、
同 条 第 六 項 中 「車 両 総 重 量」 の 下 に 「(道 路 運 送 車 兩 法 第 四 十 条 第 三 号 に 規 定 す る 車 両 総 重 量 を い う。)」 を、
「ト ラ ッ ク」 の 下 に 「(施 行 規 則 に 規 定 す る 被 け ん 引 自 動 車 を 除 く。)」 を 加 え、
「道 路 運 送 車 兩 法」 を 「同 法」 に、
「衝 突 被 害 軽 減 制 動 制 御 装 置 に 係 る 保 安 基 準」 を 「前 方 障 害 物 と の 衝 突 に 対 す る 安 全 性 の 向 上 を 図 る た め の 装 置 (以 下 こ の 項 に お い て 「衝 突 被 害 軽 減 制 動 制 御 装 置」と い う。)」 に 係 る 保 安 上 又 は 公 害 防 止 そ の 他 の 環 境 保 全 上 の 技 術 基 準 で 施 行 規 則 に 規 定 す る も の」 に、
「令 和 七 年 三 月 三 十 一 日」 を 「令 和 九 年 三 月 三 十 一 日」 に 改 め、
同 項 を 同 条 第 四 項 と し、
同 条 第 七 項 を 同 条 第 五 項 と す る。

附 則

第 一 條 (施 行 期 日)

第 一 條 この 条 例 は、令 和 七 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

(不 動 産 取 得 税 に 関 す る 経 過 措 置)

第 二 條 改 正 後 の 福 島 県 税 例 (以 下 「新 条 例」と い う。) の 規 定 中 不 動 産 取 得 税 に 関 す る 部 分 は、こ の 条 例 の 施 行 の 日 (以 下 「施 行 日」と い う。) 以 後 の 不 動 産 の 取 得 に 対 し て 課 す べ き 不 動 産 取 得 税 に つ い て 適 用 し、
施 行 日 前 の 不 動 産 の 取 得 に 対 し て 課 す る 不 動 産 取 得 税 に つ い て は、な お 従 前 の 例 に よ る。

(軽 油 引 取 税 に 関 す る 経 過 措 置)

第三条 新条例第五十八条の二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 令和六年四月三十日までに取得された改正前の福島県税条例附則第十条の三五第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（税 務 課）

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十二号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五号の二様式その二を次のように改める。

課税の根拠法令について

地方税法第72条の2及び福島県税条例第39条

個人事業税の延滞金について

納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

- (1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均実行割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基礎割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基礎割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基礎割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を越える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)で計算し、また、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- (2) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

個人事業税の審査請求等について

1 この処分不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しを請求するときは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を酷ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- (2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3) その他裁決を酷ないことにつき正当な理由があるとき

(第)

第五号の二様式その二の二を次のように改める。

その2の2(個人事業税・口座振替利用者用)

郵便はがき

様

個人事業税納税通知書
(口座振替)

福 島 県

郵便番号
住所
問合せ先
電話番号

個人事業税納税通知書(口座振替)

(納税者)
(住所)

(氏名)

様

年度	年 月 日から	年 月 日まで
事業期間	年 月 日から	年 月 日まで
整理番号	課税標準額	円
第 種事業	課税標準額	円
税率100分の	年 税 額	円
納期別納付額	年 月 日から	円
	年 月 日まで	円
	年 月 日から	円
	年 月 日まで	円

上記の金額を下記の口座より振替します。

金融機関名
支店名

福 島 県 地方振興局長

印

課税の根拠法令
地方税法第72条の2及び福島県条例第39条

個人事業税の延滞金について

納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

(1) 延滞金額は、税額について年14.67パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.32パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。)が年7.32パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年14.67パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.32パーセントの割合を加算した割合とし、年7.32パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.32パーセントの割合を超える場合には、年7.32パーセントの割合)とします。()で計算します。

(2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てます。

(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てます。

個人事業税の審査請求等について
1 この処分に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴えは、この処分について10の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しからの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第五号の二様式その三を次のように改める。

不動産取得税の課税について	
<p>1 不動産取得税は、地方税法第73条の2及び福島県税条例第40条の規定により、不動産(土地又は家屋)の取得に対し、当該不動産の取得者(一度だけ課税されます)。</p> <p>2 不動産の取得とは、登記の有無にかかわらず、また、有償であるか無償であるかを問わず、現実(新築、増築又は改築、売買、贈与、交換、譲渡等の別を問いません)。</p> <p>3 不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における当該不動産の価額です。不動産の価額は、実際の購入価額や建築工事費の額ではなく、市町村の固定資産課税台帳に記録されている価額です。</p> <p>固定資産課税台帳に価額が登録されていない建築された家屋等の場合は、地方税法第88条第1項の固定資産評価基準により算定した価額となります。</p> <p>4 この処分(不償かあるとき)は、この納税通知書を受取つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、なお、その期間内であっても、この処分の日(翌日)から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>5 処分の取消しの訴えは、この処分について4の審査請求に対する裁決を随に後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日(翌日)から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を随に後で処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を随に後で提起するに正当な理由があるとき。</p>
<p>延滞金について</p> <p>納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。</p> <p>(1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント(納期限の翌日から月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中において、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつた場合は、当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とします。)で計算します。</p> <p>(2) (1)の場合において、税額1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。</p> <p>(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>	<p>(1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント(納期限の翌日から月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中において、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつた場合は、当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とします。)で計算します。</p> <p>(2) (1)の場合において、税額1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。</p> <p>(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>

(業)

第五号の二様式その五を次のように改める。

その5(徴収税用)

(表)

福島県 徴収税 年度 納付済通知書 ㊦	福島県 徴収税 納付書 ㊦	福島県 徴収税 年度 納税通知書兼領収証書 ㊦ (お問い合わせ番号)																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>合計</td> <td>知事 官印</td> </tr> <tr> <td>共通納税 機関コード</td> <td>案件特定 キー</td> <td>確認 番号</td> <td>知事 官印</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>整理 番号</td> <td>知事 官印</td> </tr> </table>	口座番号	加入者名	合計	知事 官印	共通納税 機関コード	案件特定 キー	確認 番号	知事 官印	納期限	年 月 日	整理 番号	知事 官印	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口歴記号番号</td> <td>税額</td> <td>延滞金</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	口歴記号番号	税額	延滞金	合計	納税者					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>徴収区登録番号</td> <td>県登録第 号</td> </tr> <tr> <td>徴収区所在地</td> <td>地内</td> </tr> <tr> <td>課税面積又は 延長</td> <td>年 月 から 年 月 まで</td> </tr> <tr> <td>課税期間</td> <td>月数分</td> </tr> <tr> <td>課税月数</td> <td>〇〇に</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期</td> <td>年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>納税額</td> <td>円</td> </tr> </table>	徴収区登録番号	県登録第 号	徴収区所在地	地内	課税面積又は 延長	年 月 から 年 月 まで	課税期間	月数分	課税月数	〇〇に	税率	円	納期	年 月 日から	納税額	円
口座番号	加入者名	合計	知事 官印																																					
共通納税 機関コード	案件特定 キー	確認 番号	知事 官印																																					
納期限	年 月 日	整理 番号	知事 官印																																					
加入者名	口歴記号番号	税額	延滞金	合計																																				
納税者																																								
徴収区登録番号	県登録第 号																																							
徴収区所在地	地内																																							
課税面積又は 延長	年 月 から 年 月 まで																																							
課税期間	月数分																																							
課税月数	〇〇に																																							
税率	円																																							
納期	年 月 日から																																							
納税額	円																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td>円</td> <td>額</td> </tr> </table>	延滞金	合計	領収日付印	納税者	円	額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>期別</td> <td>額</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>円</td> <td>額</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>額</td> </tr> </table>	期別	額	領収日付印	整理番号	円	額	納期限	年 月 日	額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>整理番号</td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	整理番号	期別	納期限	年 月 日																			
延滞金	合計	領収日付印																																						
納税者	円	額																																						
期別	額	領収日付印																																						
整理番号	円	額																																						
納期限	年 月 日	額																																						
整理番号	期別																																							
納期限	年 月 日																																							
<p>上記の金額を領収しました。 収入印紙不要</p>																																								
取扱い金機機関又はコンビニ店舗控 福島県 地方振興局長 印																																								

徴収税の課税について	徴収税の延滞金について	
<p>1 徴収税は、地方税法第178条及び福島県税条例第72条の規定により、徴収に対し、その面積又は延長を課税標準として、その就業種別に課税されます。</p> <p>2 この処分不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、なお、その期間内であっても、この処分の日（翌日）から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>3 処分の取消しの訴えは、この処分について20の審査請求に対する判決を起す後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります）、提起しなければなりません。その期間内であっても、その判決の日（翌日）から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を起さないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を起さないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。</p> <p>(1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第33条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算します。</p> <p>(2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>	

(集)

第二十二号の四様式その二を次のように改める。

<p>1 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、その翌日から滞納処分をなされることとなります。</p> <p>2 この処分にて不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることが出来ます(なお、その期間内であっても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日から起算して3か月を経過した日後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>3 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日から起算して3か月を経過した日後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することが出来ます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であっても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日から起算して3か月を経過した日後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を願わないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
---	--

(集)

第百二号様式中「国体等の選手」を「規則で定める競技会の選手」に改める。
第百二号の様式中「国体競技」を「国体競技」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県税条例施行規則の規定に基づいて提出されている届書等は、それぞれ改正後の福島県税条例施行規則に基づいて提出されている届書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の福島県税条例施行規則の規定に基づいて作成されている届書等の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)